

第1回支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会における主な意見

総論

- ・ 少子化対策は、国家・地域の存続に関わる喫緊の課題。
- ・ 育児を社会全体で担っていく、「こどもまんなか」といったキーワードで機運を醸成していく必要。
- ・ 本来は、中長期的な視点から、税と社会保障の一体改革という国民的な議論を行うことが必要。ただしここ数年がラストチャンスということで、今回検討されていると理解。
- ・ 子育て世代である現役世代の負担増とならないよう、徹底した歳出改革、既定予算の最大限の活用を行い、実質的な追加負担を生じさせないものとすべき。
- ・ 賃上げの意欲、効果を減殺しないよう、政府全体としての取組をお願いする。また、支援金の規模や実施時期等については、政策全体で齟齬が生じないように検討してほしい。
- ・ 支援金制度の施行時期については、システム開発に要する期間についても十分配慮して検討してほしい。
- ・ 社会保障の歳出の見直しがその機能の劣化を招いてはならない。財源の確保については、税や財政全体の見直しを排除することなく、幅広い方策を検討すべき。
- ・ 支援金充当事業以外も含め、加速化プランの地方財源を確保してほしい。
- ・ 雇用の安定と質の向上を通じた雇用不安の払拭に向けた実効性ある方策、固定的性別役割分担意識からの脱却、仕事と生活を両立できる環境の整備など、誰もが「安心して子どもを産み育てやすい社会」を実感できるようにする必要。

支援金制度について

- ・ 2000年に介護負担を社会化する考えの下、新しい分かち合い・連帯の仕組みとして介護保険制度が創設された後、今般の取組は、日本の社会保障制度において、いわば最後に残された課題に対応するもの。少子化対策から受益する全ての世代、経済・社会全体が子育て世帯を支える仕組みであるという説明には合理性があり、同じく連帯の仕組みである社会保険のスキームを活用することになじむ。
- ・ 今回の支援金は、全ての国民が将来の保険料負担者である子どもを育むことにつながる制度として位置づけられていると理解。
- ・ 支援金制度の基礎として、新しい分かち合い・連帯ということを提示したということは、全ての世代、個人だけではなく社会・経済の一定の受益ということに着目しているという点が重要。
- ・ こどもから見ると、出生後どのような経済環境に置かれるのかということに関しては予見可能性がなく、社会保険的なリスクと捉えることも可能。
- ・ 賃金を支払う企業とは違う方法で、子育て世代を対象にして収入の途絶や支出の膨張に対応する新たな公的な制度を速やかに準備することは、今の日本社会にとって不可欠。
- ・ 財源調達では、全世代の人たちに薄く広く協力してもらい、給付は子育て世代に集中して手厚く行うようにすれば、給付から負担を引いた純便益は大きなプラスになる。
- ・ 支援金制度は、家計の面から厳しいと感じる方もいるかもしれないが、今まで個人が負担していた子育て費用やキャリアダウン、精神的な負担を社会全体で支える環境になっていくことは、時代の流れから見ても必要。

- ・ 今回の支援金制度は、実質的な負担を生じさせないことが前提となっているとはいえ、新たな拠出を伴うものであることから、制度に対する不安や不信につながるものがないよう、十分な理解の醸成を図ってほしい。
- ・ 新たな支援金は税でもなく、また、医療保険・年金などの保険原理に基づく一般的な社会保険とも異なる性質のものと思われ、まずは国において合理的な説明を行い、国民に納得いただく必要がある。
- ・ 高齢者、低所得者等の負担感がないよう、知恵を出してほしい。
- ・ 教育や児童福祉に関わる財源は公費で賄われてきたことを踏まえれば、税財源を排除し、社会保険制度を通して、法的性質や給付と負担の関係が不明確な支援金制度を新設することは疑問あり。社会保険制度を通じて負担する一方、用途はこども・子育て支援を目的とした施策であり、本来の社会保険制度の趣旨に沿っていないのではないか。また、賦課、徴収や納付という言葉からは、分かち合いや連帯という言葉とは逆の印象を受ける。
- ・ 現行の社会保険制度においても、保険者間の財政調整や、保険者による他制度への拠出に保険料が充てられている例があり、拠出と給付が常に直接結びついているわけではない。支援金制度の本来的性格が分かち合い・連帯の仕組みとするならば、租税とは一線を画するもの。ただし、強制加入・強制徴収という点で、公権力の行使という側面を持つことから、憲法 84 条の租税法律主義の直接適用はないとしても、少なくともその趣旨は及ぶものと考えられ、その点を踏まえた制度設計や配慮が必要。

充当事業について

- ・ 支援金制度が新しい分かち合い・連帯の仕組みであるとするならば、給付については全体として対象者、受益者を広いものとするのが重要であり、事務局が提示された事業はそうした観点から挙げられているものとして、評価したい。
- ・ 乳児院での医療職の配置、あるいは病児保育、あるいは児童福祉の中での小児慢性特定疾病といったものがあり、こどもは大人以上にヘルスと福祉の結びつきが強い。
- ・ 支援金の充当先として、児童手当の所得制限の撤廃や、これまで支援が手薄だった妊娠・出産期から 0～2 歳の支援策にまずは充当するという考え方は妥当。
- ・ 支援金対象事業については基本的に賛成。支援金の用途は各所から理解いただけるものとすべきであり、全国一律の医療費助成制度なども対象にしてほしい。
- ・ 支援金の用途については、法律上明確化し、透明性を確保することが望ましい。
- ・ 子育て世帯が育てやすさを実感できるという観点からは、こども誰でも通園制度や伴走型の支援など、現物給付の拡充が重要。
- ・ 現物給付の場合は、地域性があり、社会保障の仕組みの中では、実施主体も負担を分かち合うことがなされている。
- ・ 公務員分の育児休業給付や児童手当の取扱いについても、支援金の対象とするか、対象とならないならば代替財源を国において確保してほしい。
- ・ 今後、新たな目的のために別の支援金制度を創設できてしまいかねない点は懸念。
- ・ 雇用保険財源に関わる施策に使用する財源については、その施策や財源の趣旨を踏まえて適切なのか、関係する審議会において十分な議論を行うべき。

- ・ 高等教育費の負担は課題である。
- ・ 育児休業給付の給付率の引き上げ、時短勤務時の給付の創設などについては、失業等給付とのバランスや給付の対象とならない者との公平性などの観点から、慎重に検討すべき。

医療保険者に支援納付金の納付等をお願いすることについて

- ・ 社会保障制度のうち医療保険制度の仕組みを活用することは、賦課対象者の広さという観点から合理性がある。
- ・ 高齢期向けの社会保険の存在が少子化の原因となっていることも考えると、そうした社会保険が自らの制度の持続可能性を高めるためにも、こども・子育て支援の財源調達に協力するという考え方もできる。国民みんなの間での連帯意識を醸成していくことに貢献するメッセージ性を持つ。
- ・ 医療保険制度が他の保険制度より幅広く対象にしていることは間違いなく、この活用が効果的であることは理解するが、その他の方法も排除することなく、幅広く検討してほしい。
- ・ 保険者に過度な負担がかからないように配慮してほしい。
- ・ 医療保険者が支援金の徴収・納付事務を行うのであれば、あくまでも代行徴収という位置づけにとどめるべき。
- ・ 医療保険者が支援金の賦課・徴収事務に協力を求められるとしても、国の事務に協力するものとして、医療保険制度とは切り離して設計を進めてほしい。細部を含めた制度設計を国において行い、国がしっかりと説明して関係者の理解を得てほしい。
- ・ 実際に医療保険の賦課・徴収ルートを活用するという方向で今後具体的な設計がされていく場合には、国保をはじめとした医療保険制度の運営にマイナスの影響及ぶことがないように十分留意してほしい。支援金制度の導入が収納率の悪化をもたらすことのないように十分配慮して検討してほしい。

医療保険者に賦課・徴収をお願いするとした場合の論点

- ・ 被用者保険においては、子ども・子育て拠出金のように国が定めた一定の率による徴収としていただきたい。
- ・ 戦略方針では、支援金制度は賦課対象を含め、負担能力に応じた公平な負担とすることを検討することとされており、金融所得については確定申告の有無により保険料負担が異なる状況となっていることから、金融所得も適切に勘案する方式にするべきではないか。
- ・ 金融資産についても把握できるなら、長期的には考慮していくべき。
- ・ 保険者の事務負担増に対しては、財政措置を講じるなど、万全の対応をしてほしい。システムの開発や保守・運用に必要な費用については、国庫補助により保険者に財政負担が生じないようにしてほしい。
- ・ 支援金について滞納が生じた場合に、その滞納によって当然財源不足となるが、誰が責任を負うことになるか検討してほしい。

新たな特別会計について

- ・ こども金庫を設けることの意義は、財政の流れが一元化され、制度の透明性が向上するという点が重要。
- ・ 特別会計を設ける意義は、こども・子育て政策の予算財源を単に集めて区分経理することだけではなく、国民・企業などの負担者に対し、その政策効果を見える化することが重要。
- ・ こども特例公債は、給付の開始時期と支援金の導入時期の相違をつなぐための創設時のみの一時的な枠組みであり、これに一定の償還期限を設けることや、導入後の支援金も償還に充当することを含め、保険料計算の基礎を掘り崩すものとはまでは言えず、許容される。

透明性の確保について

- ・ 支援金率の上限を法定することは当然であり、仮に余剰が生じた場合には精算の仕組みを設けて率を下げるべき。
- ・ こども・子育て政策については、医療や介護と違い、対象のこどもの数がどんどん増えていくわけではないということも議論の前提に置いてよい。
- ・ 医療・介護のような自然増は当面考えにくいと思うが、規模や見通しが見えない中では上限設定は不可欠。
- ・ 毎年度の関係者の意見聴取について、形式的なものとならないよう、意見が反映されるような仕組みとしてほしい。
- ・ 「加速化プラン」が人口減少にどのような効果を及ぼすかが重要であり、重点的に見える化をしてほしい。
- ・ こども金庫の中には、公費、支援金、事業主拠出金、雇用保険料、様々な財源が含まれる。将来的にはこれらの整理が必要。